

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（要排出抑制施設）</p> <p>第十條の二 法第十八條の三十二の政令で定める施設は、別表第四の二に掲げる施設とする。</p> <p>別表第四の二（第十條の二関係）</p> <p>一 製鉄^{せつ}の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）</p> <p>二 製鋼の用に供する電気炉</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>